# 広島修道大学教員倫理綱領

広島修道大学は、修道学園の「道を修める」という建学の精神に基づき、「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材養成」を理念に掲げ、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を涵養することを目的とする。この目的を達成するために、「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」を全学の教育目標として掲げ、地域社会と連携しながら、この目標の実現に努めるものとする。

本学において教育・研究に携わる教員は、本学教員としての誇りをもち、大学教員の職業 倫理の基盤となる基本的人権の尊重と知的誠実性に立脚しつつ、教育理念・目標の実現に向 けて、その職務を遂行することが求められる。

大学教員の職務として、教育活動、研究活動、大学運営業務及び社会的活動がある。本学教員は、本学が私立大学としてその財政的資源の主要部分を学生納付金に依存していることを踏まえ、学生に対する学習支援が第一の責務となることを認識し、本学が定める教育プログラムに則った教育活動を行うものとする。

このような基本的認識に基づいて、本学教員の倫理を以下に示す。

1 大学に対する倫理

本学の教員は、法令及び学内諸規則を誠実に遵守し、教育理念の実現に努める。

- (1) 教育・研究に携わる職務の重要性と責任を自覚し、その職務を誠実に遂行する。
- (2) 日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その職務及び地位を私的な利益の ために用いない。
- (3) 学外の業務に従事し、又は事業を営むときは大学の許可を受ける。許可を受けた場合であっても、これによって本務に支障を生じさせない。
- (4) 教育・研究以外の本学運営上必要となる校務を分担するとともに、大学及び学部の 諸行事に積極的に参加する。
- (5) 勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動する。
- (6) 職務上知り得た情報について厳格に管理し、外部への漏洩を防止する。
- (7) 本学における職務遂行について、定期的に教員評価を受ける。
- (8) 公私の別を明らかにして、本学の資源を本来の目的に適うよう活用し、私的利益の

ために用いない。

- (9) インターネットの使用は、教育・研究活動及び校務などの目的のみで使用する。
- (10) 教育・研究活動や校務を遂行する際、取引関係業者等との関係は健全かつ公正なものとする。
- (11) 教育・研究活動及び校務の遂行に際して、必要とされる諸届については、遅滞することなく、所定の手続きに従い関係書類を提出する。
- (12) 管理職の任務に就くときは、関係教職員の倫理意識の向上を自らの重要な責務とする。

## 2 学生に対する倫理

本学の教員は、学生の信頼に応え、知的営みの先達として、学生の学習する権利を擁護するとともに、本学が定める教育プログラムに則り教育活動を展開する。

- (1) 教育理念の実現に向けて、情熱と責任をもって教育活動に取り組む。
- (2) 授業及び研究指導において、学生の人格を重んじ、教育者として学生の自由な学習を支援する。
- (3) 自己の教育能力を開発し、授業の内容及び方法を改善することについて、不断の努力を怠らない。
- (4) 自己の教育活動に対する学生の評価・批判に真摯に対応する。
- (5) 成績評価、単位認定その他学生指導全般において公正及び公平を確保する。
- (6) 学生の個人情報については、特に注意し、過ちのないよう厳格に管理する。
- (7) 権威的な姿勢で学生と接しない。学生に対してその地位を利用したハラスメント等 人権侵害を行わない。
- (8) 教室内の秩序を維持し、学生の授業を受ける権利を保護する。
- (9) 講義要項や時間割の授業公約を守り、休講した場合は必ず補講をする。
- (10) 担当主題とは無関係な問題を教室に持ち込まない。
- (11) 学生やその保証人から金品の授受や贈答・接待を受けない。

### 3 同僚に対する倫理

本学の教員は、教職員を問わず同僚に対し、尊敬の念をもって接し、本学の業務が円滑に遂行できるよう、良好な信頼関係の構築に努める。

- (1) 健全で活気ある教育・研究及び職場環境の維持と改善に努める。
- (2) 同僚教員の学問的立場を尊重するとともに、学問的批判に対しては誠実に対応する。
- (3) 同僚による評価を受け、また同僚に対する評価を公正な視点で誠実に行う。

- (4) 同僚に敬意をもって接し、その人権を侵害しない。
- (5) 同僚職員の固有の職務を理解し、協力して本学の発展に努める。
- (6) 同僚間で、誤解を招く恐れのある金品の授受や贈答・接待を受けない。

#### 4 研究者としての倫理

本学の教員は、大学教員に保障されている「学問の自由」が、責任を伴うものであることを自覚し、真理の探究を通じて社会に貢献する。

- (1) 知識探究の意志を持ち、学術研究に精励し、研究成果を公表する。
- (2) 自己の専門分野の進展について、常に関心を持ち、その成果を教育に反映させる。
- (3) 私的利益を目的として研究を行わない。報酬を伴う研究その他の活動は、大学の承認に基づいて行う。
- (4) 他の研究者の学問的立場を尊重し、学問的批判に対しては誠実に対応する。
- (5) 研究費は使途を明確にして適切に処理し、不正に使用しない。
- (6) 受託研究・産学共同研究を行う場合は、本学との契約に基づいて行うものとする。
- (7) 公益性に反する研究は行わない。

#### 5 社会に対する倫理

本学の教員は、自己の専門分野の知識や経験を社会に還元するよう努め、公共の福祉と文化の向上に寄与する。

- (1) 公的機関の審議会委員、委員会委員その他の公職への奉仕を求められた場合には、可能なかぎり協力する。
- (2) 公職に就くときは、その職務に伴う権限を特定の個人や組織の利益のために使わない。
- (3) 入学試験の実施に際して、公正・適正を確保する。
- (4) 反社会的行為に加担しない。

以上、教員倫理について示したが、本学の教員は、常にこの教員倫理綱領を念頭に置き、任務の遂行をしなければならない。